

学校感染症による出席停止について

千葉県立柏陵高等学校 保健室

児童生徒等が集団生活を営む学校では、感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすこととなるため、学校で予防すべき感染症が学校保健安全法により定められています。下記の感染症に感染した場合は「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

- ① 必ず医師の診断を受けてください。診断されましたら、学校へご連絡ください（発症日・症状・疾患名など）。
- ② 登校には医師の許可が必要です。ただし「インフルエンザ」に関しては保護者の証明でかまいません。登校の際には「登校許可証明書」を持参してください。

【学校において予防すべき感染症】

第1種：原則または必要に応じて指定医療機関入院・治癒するまで出席停止

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱　ジフテリア　マールブルグ病
ラッサ熱　急性灰白髄炎　ペスト　鳥インフルエンザ（H5N1型・H7N9型）
重症急性呼吸器症候群（SARS）　中東呼吸器症候群（MERS）

第2種：児童生徒によく発症し、学校において流行を広げる可能性の高い感染症

〈感染症名等〉	〈出席停止期間〉
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

第3種：学校において流行を広げる可能性があり、出席停止扱いをすることがあり得る感染症

流行性角結膜炎（はやり目）　急性出血性結膜炎
コレラ　細菌性赤痢　腸チフス　パラチフス　腸管出血性大腸菌感染症
その他の感染症
溶連菌感染症　感染性胃腸炎　マイコプラズマ感染症　伝染性紅斑（りんご病）
手足口病　ウイルス性肝炎　ヘルパンギーナ　など